

9月定例会一般質問（9月8日・9日）

1

2 2 番 竹内恵美子議員 (55 分) 10 : 20 ~ 11 : 15	1. 地域学校協働活動本部の進捗状況について 地域の子どもたちのために学校と地域全体で地域の子どもたちの豊かな成長を支えていくことを目標にしている地域学校協働活動本部について伺う。 (1) 地域学校協働活動本部は令和 7 年 4 月から立ち上げると答弁があったが進んでいるのか。 (2) 令和 7 年 4 月からの体制はどうか。 (3) コーディネーター 6 人体制は 3 月本議会で否決されたが、その後の体制は。 (4) 「見守りチーム」については、大磯地区が 30 人、国府地区が 50 人の登録者数があると答弁があったが、その後の活動状況はどうか。 2. 令和 7 年 3 月本議会での附帯決議「ごみ収集運搬事業、消防団活動事業、コミュニティ（自治会）推進事業」について 令和 7 年 3 月 17 日の本議会（令和 7 年度予算審議）で、ごみ収集運搬事業、消防団活動事業、コミュニティ（自治会）推進事業の 3 事業に対し、予算増額を踏まえた抜本的見直しを求めた附帯決議が可決した。 その進捗状況について、令和 7 年 6 月本議会において議員から質問があり、答弁がなされたが、令和 7 年度も後半に入中、令和 8 年度に向けて各事業計画・施策見直しが立案されていると考える。 神奈川県内の最低賃金が令和 6 年 1,162 円、令和 7 年は 63 円のアップで 1,225 円、物価の上昇、金利の上昇など変化がある中、本 3 事業の進捗状況について伺う。 (1) ごみ収集運搬事業の予算増額に向けた進捗状況は。 (2) 消防団活動事業の予算増額に向けた進捗状況は。 (3) コミュニティ（自治会）推進事業の予算増額に向けた進捗状況は。	町 長 教育長 町 長
3 3 番 鈴木たまよ議員 (55 分) 11 : 20 ~ 12 : 15	1. グリーンインフラを活かしたまちづくりについて 昨年の 12 月定例会で「防災・減災のためのグリーンインフラの活用について」一般質問した。様々な時代背景からこれまで雨水は「出来るだけ速やかに海へ流す」という考え方にに基づき都市計画が進められてきた。 しかし、近年では雨水を速やかに排除することにより、河川の急な増水や地下水涵養の阻害、生態系の破壊などが認識されるようになり、雨水を出来るだけ地面に浸透させるグリーンインフラが見直され、その整備が各自治体で進められている。 大磯町でも 2020 年より取り組んできた土中環境の改善に注目した森づくりや有機土木による農道整備により、町民の間にも「雨水は出来るだけ地下に浸透させる」という考え方が定着しつつある。 また、雨水を「いかに早く」から「いかに緩やかに」下流に流すことが、水災害の防止へとつながる。昨年の 12 月定例会で提案したように、雨庭などを設置し、雨水浸透ポイントを増やすことは、地下水の涵養へとつながり、上流から下流に排水する水の量も軽減できる。 流域治水や水循環を町全体で考え実践していくことは、水災害の防災や持続可能な自然環境保全へとつながる。より積極的にグリーンインフラを	町 長

	活用したまちづくりについて、町の考えを伺う。 ２．畜産農家への暑熱対策について 近年の気候変動による夏の暑さにより、畜産動物の死亡が年々増加していると聞く。 畜産が盛んな地域では独自の取組みを始めているが、規模の大小に関わらず、農業を継続していくということ、生きものの命を守るという観点から、畜産動物への暑熱対策は早急に取り組む必要性が高いと考える。 大磯の畜産業については、鶏卵については平飼い、肉牛についても放牧牛と、国が推進している動物福祉に基づいた先進的な飼育方法により営農している。特徴的で付加価値の高い町の畜産業が継続できるよう、大磯町でも早急に何らかの支援策を考える必要があると考える。支援策等、町の考え方や取組みについて伺う。	町 長
4 9 番 石川 則男議員 (70 分) 13 : 15～14 : 25	１．町民のささやかな疑問・要望にどう応えるのか (１) いじめ問題について ①令和 7 年 6 月一般質問に対する答弁では、被害児童保護者が求めていた第三者委員会委員 3 人との面会は、日程調整中とのことであったが、未だ調整できないのか。 ②令和 7 年 3 月 24 日大磯町教育支援室で被害児童保護者夫妻が第三者委員会委員長・委員・教育委員会事務局の 5 人で会ったとき、「たとえ加害児童保護者が異議を申し立てても認めないし、加筆修正することは一切ない。」と回答をもらったことを被害児童保護者から確認しているが、いつ調査報告書の加筆修正をすることになったのか。加筆修正をする判断をしたのは誰か。 ③令和 7 年 6 月一般質問に対する答弁では、「報告書の完成版とは、最終的な加筆修正を行う」、「加筆修正を行うのは第三者委員会の委員である」との答弁があった。なぜ、わざわざ第三者委員会の報告書を加筆修正する必要があるのか。 ④被害児童保護者が第三者委員会の報告書を加筆修正することを承諾したとの答弁があったが、被害児童保護者からは「承諾していない」と聞いている。いつ、どこで被害児童保護者が承諾したというのか。 ⑤調査報告書のメディアへの公表は、ホームページで記者会見当日の数時間前にしか行わないというのは、いかにもメディアからの質問を受けたくないという大磯町の考えと思わざるを得ないが、その理解で良いか。 (２) 自転車に対する道路交通法改正について ①2026 年 4 月 1 日、自転車に対する道路交通法改正がスタートするが、町の対応はどう考えているのか。	町 長 教育長

	(3) 消防団への寄附について ①地方財政法第4条の5（割当的寄附金等の禁止）の趣旨は、税以外での形で住民負担を強いることを防ぐものと理解しているが、この法律の趣旨は町内会にも当てはまると考えるがいかがか。 ②令和7年6月議会の私の一般質問に対して、副町長は「消防長が言った通り町の条例では金品の接待を受けてはいけないということがありますから違法かもしれない。」との発言があったが、条例違反か条例違反でないのか明確な答弁を求める。	
5 6 番 二宮加寿子議員 (55 分) 14 : 40～15 : 35	1. 健康寿命を延ばし「生活の質（QOL）」向上の推進について 高齢化に伴う社会保障の負担感が高まり続けている。このような状況の中で、「予防医療」を着実に推進していき、今後もより長く、健康的な生活を送る人を増やすことで医療費や介護給付費を削減し、保険料を抑制することが望まれている。 (1) 健康寿命の延伸、活力のある暮らしを続けるための施策を進めることについて、町はどのような対策をしていくか。 (2) 介護予防に向けての対策は。 2. 不登校の子どもの居場所づくりについて 近年、文部科学省の不登校支援のあり方も「学校復帰」にこだわらず、将来的な「社会的自立」を目指す方向に変わりつつある。学校だけでなく、社会全体で子どもを育てる仕組みづくり、やさしい地域社会を築くための町の具体的な計画や方策は。	町 長 町 長 教育長
6 10 番 おかみゆき議員 (62 分) 15 : 50～16 : 52	1. デジタル社会の実現に向けた本町の DX 推進と情報発信のあり方について 政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、行政手続きのデジタル化や AI 活用による町民サービスの変革や業務効率化が示されている。町として、これらの取組みを加速させるための国・県からの補助制度活用状況と DX 推進の方向性を伺う。 また、行政機関の情報発信は、正確性だけでなく、町民との信頼関係を築く上で重要な役割を担う。町が運用するライフビジョンや SNS（Facebook、X、Instagram、LINE 等）の現状と、災害時や緊急時を含む、効果的な情報発信と町民との双方向のコミュニケーション、さらには町民の意見をどう町政に活かしていくのか伺う。 2. 持続可能なまちづくりに向けたユニバーサルデザインの推進と交通施策について 高齢者や障がい者を含むすべての住民が、安全に移動し、社会に参加できる環境を整えることは、SDGs の理念「誰一人取り残さない」社会の実現に不可欠である。 この点を踏まえ、次の項目について伺う。 (1) 高齢者・障がい者向け交通サービスの拡充について	町 長 町 長

	高齢者の運転免許自主返納が進む中、地域公共交通の利用促進は重要である。町として、免許返納者等を対象とした新たな支援策を導入する考えや今後の方向性について伺う。 (2) 駅前・歩道におけるユニバーサルデザインの推進について 大磯町バリアフリー基本構想策定の目的に「高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境を構築することを目的として「バリアフリー基本構想」を策定」と書かれている。 駅周辺や主要道路では、狭い歩道、段差、傾斜の解消、また全ての障がい者にとって安全に移動できる環境が必要である。 今後、大磯駅前広場整備事業や道路整備を進めるにあたり、SDGs の視点を取り入れた多角的なユニバーサルデザインをどのように推進していくのか伺う。	
--	--	--

質問議員	質 問 事 項 (2 日 目)	
7 7 番 橋本 秀彦議員 (39 分) 9 : 00 ~ 9 : 39	1. 学校体育館の空調整備について 大磯町の小中学校の体育館には空調設備や十分な断熱性能が確保されておらず、夏場は蒸し風呂のような暑さになり、冬場は凍えるような寒さの中、部活動をはじめ、生徒や児童の体育館での教育活動は大変に心配な状況にある。 また、昨年の台風 10 号や、先日のカムチャツカ沖地震による津波など、指定避難所となる体育館の位置づけは、今後益々重要な役割を担うと考える。 文部科学省によると全国の学校体育館の空調設備の設置率は、令和 7 年 5 月 1 日時点で 22.7% と低く、神奈川県ではさらに全国平均を大きく下回り、一向に進んでいない。 国では、体育館の空調整備に特例交付金を新設し、設置率を今後 10 年で 95% まで押し上げる意向である。 大磯町においても、このような制度を活用し、児童生徒の教育活動や避難所利用者の健康確保などを考え、重要な施設となる学校体育館の環境整備は待ったなしに早期に進めるべきと考え、次の点を町長に伺う。 (1) 小中学校での体育館の利用実態、特に夏の暑い時期での利用状況は。 (2) 指定避難所としての体育館の暑さ寒さ対策の現状と課題は。 (3) 体育館の空調設備の整備の位置づけや、実施に向けどのような考えを持っているか。	町 長 教育長
8 15 番 亀倉 弘美議員 (70 分) 9 : 55 ~ 11 : 05	1. 子どもの権利の保障について 国連の「子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)」において定められた「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の 4 つの一般原則を基本理念として取り入れた「こども基本法」が令和 5 年 4 月に施行された。 しかしながら、「子どもの権利」の考え方はまだ十分に浸透しているとはいえず、子どもを取り巻く大人の理解がまちまちであることが指摘されている。 大磯町においても令和 7 年 3 月に「大磯町こども計画」が策定され、基本目標 1 に「こどもの権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくり」を掲げ、「こども・若者が権利の主体であることの理解促進に努め、社会参画や意見表明を促す環境を整備する」とある。 そこで、次の 3 点を伺う。 (1) 「子どもに権利を与えるとわがままになる」「権利は義務の対価である」といった意見が根強く残る中、町として「子どもの権利」をどう捉えているか。 (2) 「こども・若者が権利の主体であることの理解促進」をどのように進めていくのか。 (3) 町立学校における人権教育および道徳教育の実施状況について	町 長 教育長

	(4) 他の計画との連携と将来への展望に関して質問する。交通安全は単独の計画で完結するものではなく、全体の視点から捉える必要がある。 地域公共交通計画との連携について、高齢化が進む中、運転免許を返納した高齢者の移動手段確保は喫緊の課題である。地域公共交通計画と連携し、高齢者が安全かつ病院等に移動できる環境を整備することが、結果的に高齢者の関わる交通事故の減少につながるのではないか。この点について、地域公共交通計画等においてどのような具体的な連携策が講じられているか。 他、自治体では新しい技術が活用されている事例があると聞く。AIを活用した危険箇所予測やドライブレコーダーの映像解析など、交通安全対策に新たなテクノロジーが導入されている。大磯町として、こうした新しい技術の導入や実証実験などを検討しているか、将来的な展望について伺う。 3. 大磯町立小学校いじめ問題について 第三者委員会の調査結果を速やかに出し、長期化を避けるべき 本件、心ある有志議員と継続して質問してきているが、2023年4月に被害児童保護者が町の一連の対応について情報公開されて、「重大事態」に認定された件について質問する。 本件、繰り返し申し上げるが、池田町長体制以降、調査報告書が完成しているにもかかわらず、なぜ未だに調査結果が開示されていないのか、多くの町民が疑問に思っている。 加害、被害双方がいる中で加害児童保護者と指摘されていて、現在も現職議員である人物にのみ、府川教育長がお会いした件も、被害児童、被害児童保護者より不信感を持たれているにもかかわらず、未だに責任を果たされていない。 こういった状況下で悲惨ないじめがあったのか、なかったのか、忖度はあったのかについて検証するためにも、調査結果は速やかに公表する必要があると考えている。この点について質問する。 (1) 教育長に質問する。第三者委員会の調査結果が確定して、令和7年4月18日午後1時30分から記者発表まで予定していたのに中止となった責任の所在は被害者にあると思うか。教育委員会にあると思うか。 (2) 同じ質問を町長にもする。第三者委員会の調査結果が確定して、令和7年4月18日午後1時30分から記者発表まで予定していたのに中止となった責任の所在は被害者にあると思うか。教育委員会にあると思うか。	町 長 教育長
10 13 番 庄子 幸太議員 (62 分) 13 : 15 ~ 14 : 17	1. 大磯式部活動と小学生クラブ活動の連携について 大磯式部活動とは、スポーツ庁及び文化庁の提言を踏まえて令和4年12月に文部科学省と連名で「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が通知されたことを受け、完全な民営による移行ではなく、学校施設を活用した従来に近い環境と、体験格差が広がらないよう新たな費用負担	町 長 教育長

	を抑制した大磯町独自の仕組みを考案、令和6年度からスタートした。この取組みは、スポーツ庁の「地域移行に向けた実証事業」で取上げられテレビでも特集が組まれるなど、県内外から大きな関心が寄せられている。 そのひとつに、中学生と一緒に小学生や高校生、さらに保護者も加わって、同じ競技を楽しむ。つまり部活動の枠を越えた生涯スポーツへの試みには、こどもの発達や安心安全・教員の働き方改革などの教育的価値はもちろん、学校施設を中心とした地域コミュニティ形成につながる大変価値ある事業として、町の教育のみならず地域の魅力向上に寄与するものと考ええる。 そこで、現状と今後の考え方を町長・教育長へ伺う。 (1) 令和7年度当初予算案から議会が修正可決し、約521万円減額になった事業への影響は。 (2) 実証事業で取組んでいる異年齢、とりわけ小学生が中学校施設と一緒に活動する意義や効果をどう捉えているか。 (3) 小学生のクラブ活動は既に地域移行されているものが多く、その形態も文化・スポーツの少年団型やクラブチーム・私設楽団型など様々であり、とりわけ私設吹奏楽団は高額な楽器購入費や維持管理の難しさから、家庭の経済状況や地域格差で文化芸術に触れることができない子どもとそのような配慮から高額な月謝をためらう楽団の板挟み状態にある。類似例は文化・スポーツ問わず教員が指導に関わっていないことを除けば義務教育期間にある子どもや保護者にとっては大同小異であり、このような指導者への条件格差といえる現状課題に対して小中連携や支援を検討していく考えは。 2. 支援からこぼれ落ちる高齢者を守るために 3年前、老々介護の末に大磯港で起きた痛ましい事件は大きなショックと共に超高齢社会が抱える重い課題を私たちに突き付けた。さらに、今年6月には高齢夫婦が車中で命を絶つという報道には、住み慣れた地域で、天寿を全うできず居たたまれない思いに胸が締め付けられた。 若者の生きづらさについては度々質問してきたが、高齢者が安心して住み続けられる環境をつくることもまた自治体の責務である。 地域福祉の支援の砦である大磯町社会福祉協議会（以下、社協）に対して、町は職員を派遣し、ガバナンス（管理・統制）強化や役員の体制づくりなど、組織立直しに係る改革支援を進めてきたと承知している。 そこで、本来社協が担うべき「支援からこぼれ落ちる方をいかに守るか」についての見識を町長に伺う。 (1) この2年余りの間、職員を派遣して着手した社協立直しの評価は。 (2) 社協がいま抱える財政運営上の課題に町はテコ入れするのか。 (3) 現状を総括し、これからの社協にどのような役割を求めるのか。	町 長
--	--	-----

11 8 番 鈴木 京子議員 (70 分) 14 : 35～15 : 45	1. 訪問介護事業所の介護報酬引き下げ分の補填の考えはないか 訪問ヘルパーを派遣する事業所の介護報酬が引き下げられてから約 1 年半、閉鎖する事業所が全国で広がっている。大磯町議会は 3 月定例会で、報酬を上げる等を求めた意見書案を全会一致で可決、国に意見書を提出した。 事業所の窮状やケアプランを策定する事業所の苦労を把握し、他の自治体が行っている報酬単価引き下げ分の補填が必要である。町の考えを問う。 2. 大磯町社会福祉協議会との連携は進んでいるか 令和 7 年 6 月議会後の町と社協との連携の内容等進捗状況を問う。社協の要望、相談はどのように進んでいるか。目標達成の工程表はできたか。他の社協への補助金額、委託事業の内容など情報共有し、町民サービス向上のために可及的速やかな取組みはできているか、所見を問う。 3. 津波警報への対応について 7 月 30 日に発生したカムチャツカ半島を震源とした地震による津波で、津波警報が発令された。町は災害対策本部を立ち上げ、計画に基づき対応したことは承知している。改善が必要と考える事項について問う。 (1) 防災行政無線の活用について 町役場をはじめ公共施設の閉鎖に関すること、バスの運行休止などを知らせるべきだったのではないかと。 (2) 避難所のエアコン設置について (3) 町の一部に避難指示が出された。町民の行動はどうだったか。避難指示は適切と考えるか。	町 長 町 長 町 長
12 1 番 玉虫志保実議員 (55 分) 16 : 00～16 : 55	1. 大磯町立小学校のいじめ重大事態について 第三者委員会の調査報告書の公表を待たれているいじめ重大事態の被害児童は、学校が安全に居続けられる状況ではなかったために転校をしたが、転校の原因を作ったとされる数名の加害児童は現在、町立中学校に在籍していると思われる。加害の事実など、真実が明らかにされぬまま、加害児童と言われる児童に十分な対応がされていない状況下で行われていた小学校の授業や学校生活など、当該学年の児童が置かれていた教育環境について、次の項目を伺う。 また、調査報告書の公表が遅れ、いまだに町民に真実が明らかにされない状況下で行われている大磯町立の小学校と加害児童の進学先でもある町立中学校の授業や学校生活についての保護者の不安や児童生徒への影響について次の項目を伺う。 (1) いじめ重大事態の発生から今までに、学校や教育委員会が加害児童や加害児童保護者にどう対応して来たか。また、行ったことは何か。 (2) 同じクラスの被害と加害以外の児童や保護者への対応はどのようなものがあるか。 (3) 同じ学年の当該クラス以外の児童や保護者への対応、また他の学年の児童と保護者への対応にはどのようなものがあるか。	町 長 教育長

	(4) 被害児童が転校する前に、学年集会や道徳の時間を利用しスクールロイヤーを講師に招き、人権について授業を行っているが、町の子どもたちへの幼少期からの人権教育について、実施に向けて具体的に考えていることはあるか。 (5) 第三者委員会の調査報告書の公表が遅れている理由は、マスキングをしたものしか被害児童保護者には渡せないという町の対応に被害児童保護者が納得できないからと聞くが、なぜ、マスキングなしの報告書を被害児童保護者に渡すことができないのか。 (6) いじめ重大事態の解決とは関係なく条例制定を進め、(仮称)大磯町子どもをいじめから守る条例を令和7年10月1日に施行するとしていたが、昨年12月の町民説明会・パブコメ募集後の令和7年1月29日の総務建設常任委員会協議会で町からの説明を受けた後の進展が見えない。進捗状況は。	
--	---	--

12名24問

時間は、事情により変更になる場合がありますのでご了承ください。